

## 鴨川市地域総合整備資金貸付要綱（案）

## （目的）

第1条 この告示は、市が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するため、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務の実施に当たっての基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

## （貸付対象費用）

第2条 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1） 施設及び設備（以下「施設等」という。）の取得等に係る費用
- （2） 試験研究開発費等当該施設等の取得等に伴い必要となる付随費用

2 前項第1号に規定する費用のうち用地取得費については、施設等の取得等に係る費用の3分の1を限度として、同号に規定する費用に算入することができる。

## （貸付対象事業）

第3条 貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、市が策定した地域振興民間能力活用事業計画（別記第1号様式）に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- （1） 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- （2） 事業の営業開始に伴い、市内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第2項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、市長が地域振興の観点から特に支援が必要と認めるものにあつては、1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）
- （3） 事業の貸付対象費用の総額（用地取得費を除く。）が2,500万円以上のもの
- （4） 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設等を整備するものは、貸付けの対象から除外する。

- （1） 第三者に売却又は分譲することを予定する施設等
- （2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設等

## （貸付対象者）

第4条 貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

## （貸付額）

第5条 第3条に規定する貸付対象事業1件当たりの貸付額は、500万円以上とし、10億5,000万円を限度とする。ただし、貸付対象事業が年度を超えて実施される場合であつて、当該貸付対象事業が複数の施設等を一体的又は複合的に整備するものであるときは、1件当たりの貸付額は15億7,000万円を限度とする。

- 2 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、貸付対象費用から国庫補助金等の額を控除した額の35パーセントを限度とする。
- 3 貸付対象事業1件当たりの貸付額のうち、第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあつては、50パーセント）の額未満とする。
- 4 貸付対象事業1件当たりの貸付額に100万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（貸付利率）

第6条 貸付利率は、無利子とする。

（貸付対象期間）

第7条 貸付対象期間は、4年以内とする。

（償還期間等）

第8条 貸付金の償還期間は、15年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（償還方法等）

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数があるときは、これを合計して最終償還期日に償還するものとする。

（債権の保全等）

第10条 市長は、貸付金に係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等の確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

（貸付けの方法）

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

（遅延利息）

第12条 貸付けを受けた者（以下「借入人」という。）が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還の期限の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた額の遅延利息を徴収するものとする。

（繰上償還）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該借入人に対し、償還期日前に貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- (1) 借入人が第3条の地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
- (2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止若しくは廃止することにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
- (4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
- (5) 借入人が貸付金の償還を停止したとき又は借入人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたとき。

- (6) 借入人が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。
- (8) その他借入人が正当な事由なしに資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。
- (9) 借入人に関して他の債務のため仮差押、保全差押若しくは差押があったとき又は競売の申立てがあったとき。
- (10) 借入人が解散したとき。
- (11) 保証人が第5号、第6号及び第8号から前号までに規定する事由のいずれかに該当したとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本市において債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(借入申請)

第14条 地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鴨川市地域総合整備資金借入申込書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第3号様式）
- (2) 事業者概要書（別記第4号様式）
- (3) 施設等の取得等及びこれに伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書（別記第5号様式）
- (4) 年度別損益・資金収支計画書（別記第6号様式）
- (5) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (6) 連帯保証予定者の意見書（別記第7号様式）
- (7) その他貸付けの審査に当たり必要な補足資料

(貸付けの決定)

第15条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、貸付対象事業についての総合的な調査及び検討を財団に依頼するものとし、これによって得られた財団の調査及び検討の結果を参考として地域総合整備資金の貸付けの可否を決定するものとする。

(貸付決定の通知等)

第16条 市長は、前条の規定により地域総合整備資金の貸付けの可否を決定したときは、申請者に対して、鴨川市地域総合整備資金貸付決定通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し)

第17条 市長は、第15条の規定による貸付けを可とする決定（以下「貸付決定」という。）を受けた申請者が法令に反する等決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、当該貸付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸付決定を取り消すときは、財団の意見を聞かなければならない。

3 前条の規定は、第1項の規定により貸付決定を取り消した場合に準用する。

(貸付金の交付)

第18条 貸付金の交付は、市と貸付決定を受けた申込者との間の金銭消費貸借契約締結の後、

財団が、当該申込者の指定する本人名義の銀行口座への振込みの方法により行うものとする。

(貸付金の管理)

第 19 条 市長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため必要と認めるときは、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等について調査を行うとともに、借入人に必要事項を報告させることができる。

(貸付け等に係る事務の委託)

第 20 条 市は、法令の定めるところにより、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

(事務委託の手続)

第 21 条 前条に規定する委託に当たっては、市は、財団と地域総合整備資金貸付事務委託契約を締結するものとする。

(その他)

第 22 条 この告示に定めるもののほか、地域総合整備資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(過疎地域における貸付額の特例)

2 平成 33 年 3 月 31 日までの間、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域において実施される貸付対象事業に係る第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項中「10 億 5,000 万円」とあるのは「13 億 5,000 万円」と、「15 億 7,000 万円」とあるのは「20 億 2,000 万円」と、同条第 2 項中「35 パーセント」とあるのは「45 パーセント」と読み替えるものとする。

# ふるさとと融資の ご案内

平成25年度からふるさと融資制度が大幅に充実されました



財団  
法人 **地域総合整備財団〈ふるさと財団〉**  
Japan Foundation For Regional Vitalization

このパンフレットは、**宝くじ**の社会貢献広報事業として作成されたものです。





# ふるさと財団は 地域振興につながる プロジェクトを支援します

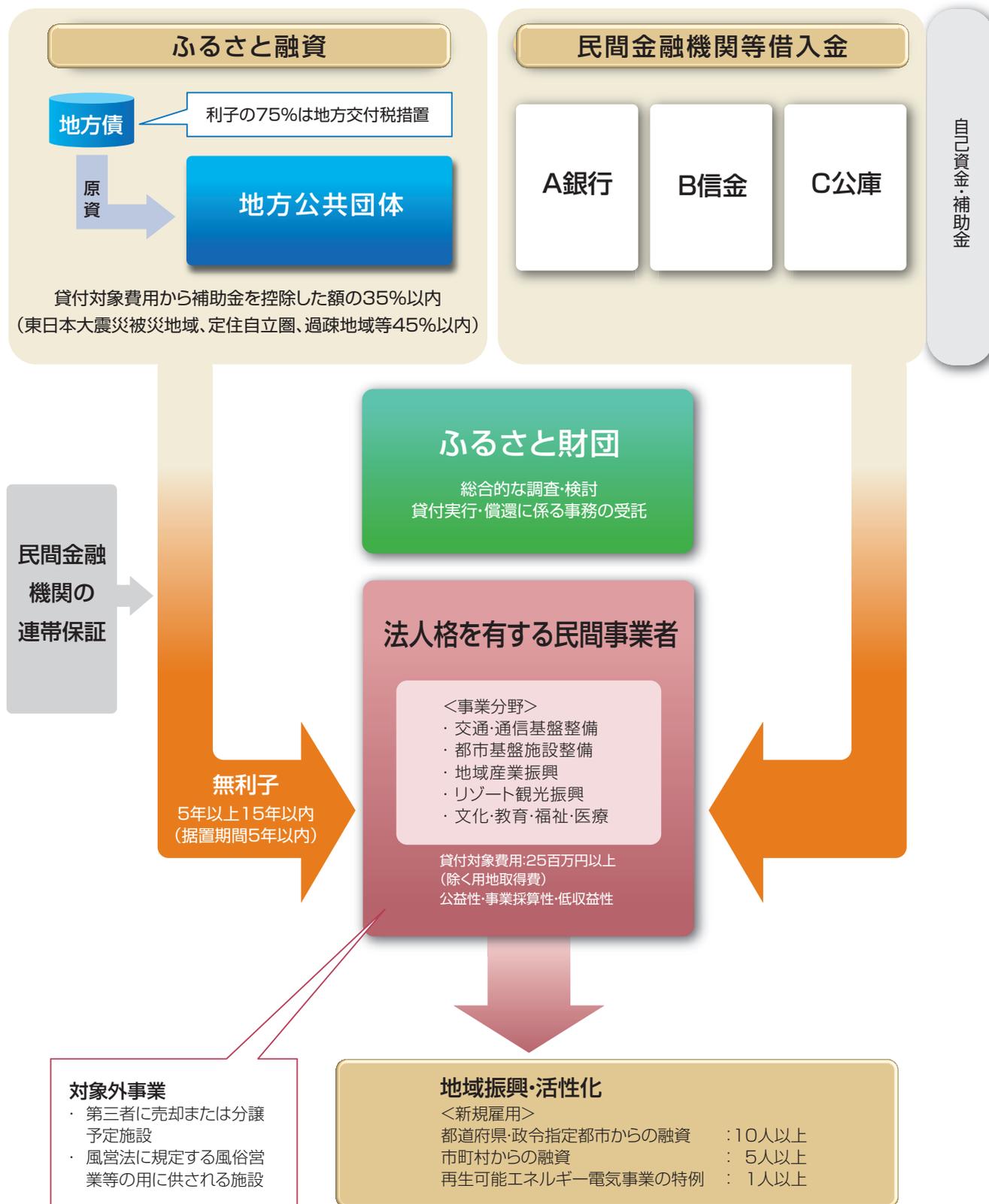
## ふるさと融資とは・・・

地方公共団体が地域振興に資する民間投資を支援するために行う  
地域総合整備資金貸付(長期の無利子資金)のことです。

ふるさと融資の平成元年度から平成24年度までの累計実績は以下のとおりです。

事業数	:	3,754 件
融資額	:	約8,744 億円
設備投資総額	:	約7兆3,033 億円
雇用増	:	約16.4 万人

# ふるさとと融資概念図



# ふるさとと融資制度の充実について

## 融資比率・融資限度額の引上げ 及び貸付額の算定基礎の改正

融資比率について、通常地域においては20%から35%に、過疎地域等においては25%から45%に引き上げるとともに、融資限度額についても引き上げられます。

また、算定基礎について「貸付対象費用に係る借入の総額」から「貸付対象費用から補助金を控除した額」に改正されます。

(イメージ図参照)

## 東日本大震災からの復興の支援

東日本大震災被災地域については、最も高い融資比率及び融資限度額を適用します。

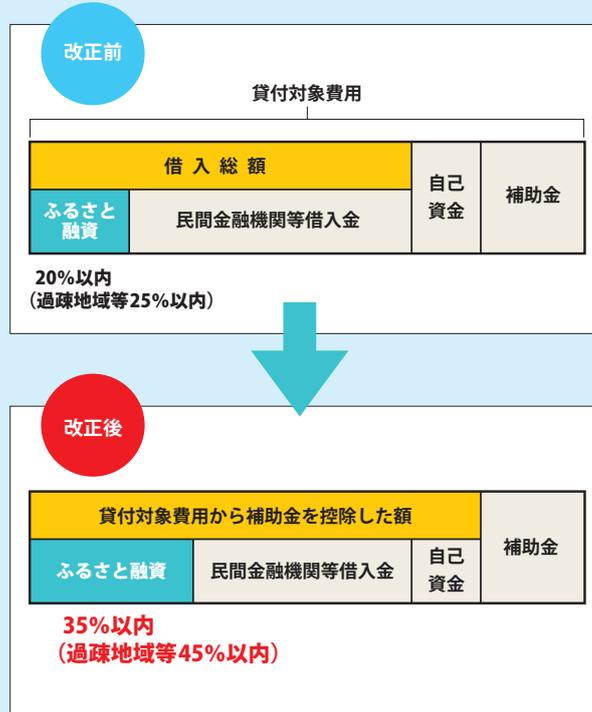
## 再生可能エネルギー電気事業に係る雇用要件の緩和

雇用要件について、再生可能エネルギー電気の供給者が発電設備を整備する事業で、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合は1人以上とします。

## その他の措置

そのほか、条件不利地域における融資比率及び融資限度額に係る特例措置や地域再生計画認定地域の対象拡大といった措置が講じられます。

## ● 融資比率・算定基礎の改正イメージ



# ふるさとと融資Q&A ~制度の概要~

## Q1 どこから融資を受けるのか？申込先は？

地方公共団体(都道府県又は市町村)が、ふるさと財団の総合的な調査・検討の結果に基づいて、融資を行います。ふるさと融資の申込先は事業地の都道府県又は市町村になります。

## Q2 ふるさと財団の役割は？

以下の2点が主な役割です。

- ① 地方公共団体の依頼により、ふるさと融資案件の総合的な調査・検討を行います。
- ② ふるさと融資の貸付実行から最終償還に至るまでの事務を地方公共団体から委託を受けて行います。

## Q3 融資を受けることができるのは？

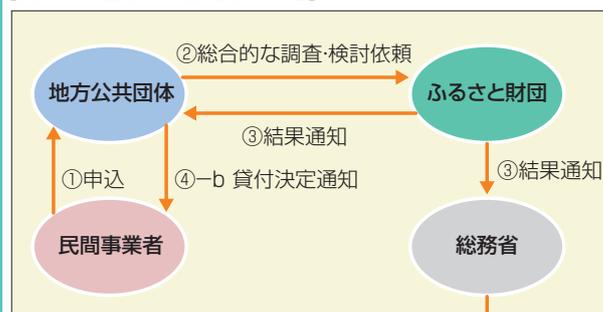
法人格を有する民間事業者が広く対象となります。

例：株式会社、社団法人、財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、協同組合、農業協同組合、農事組合法人など。第三セクター(100%国・地方公共団体出資除く)も対象となります。

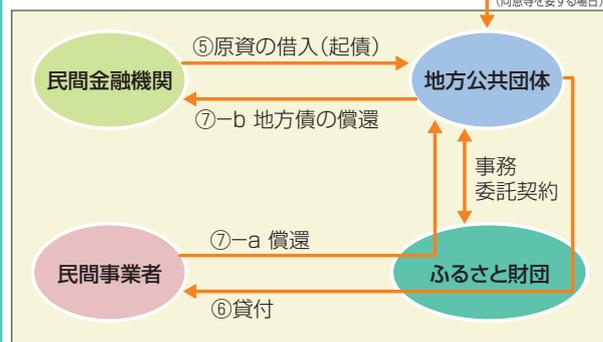
※ ただし、金融業を営む者(銀行、証券会社、保険会社、貸金業者等)は対象事業者には含まれません。

## ふるさと融資の事務と資金の流れ

### 【融資の適否の決定までの手続き】



### 【貸付実行と償還の流れ(資金の流れ)】



## Q4 融資対象事業の要件は？

地域振興に資するあらゆる分野の民間事業が対象となりますが、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されること。
  - ② 事業の営業開始に伴い、事業地域内において以下の新たな雇用の確保が見込まれること。  
都道府県・政令指定都市から融資を受ける場合…10人以上  
市町村(政令指定都市を除く)から融資を受ける場合…5人以上  
再生可能エネルギー電気事業の特例…1人以上
- ※ 直接雇用のほか、テナントや業務委託等による雇用等の間接雇用やパート(常勤換算)も雇用人数に算入することができます。
- ③ 用地取得費を除いた貸付対象費用の総額が2,500万円以上。
  - ④ 用地取得等の契約後5年以内に営業が開始されること。
- ※ ただし、以下に該当するものは、対象事業から除外されます。
- ・ 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
  - ・ 風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設

中心市街地の衰退により雇用の継続が危ぶまれる中古資産の買い取り等(追加の設備投資がある場合はそれを含む)も、ふるさと融資の対象事業になります。地域経済に影響の大きい旅館・工場等の買い取り等も含め、その買い取りがなければ失われるおそれがある雇用の確保が見込まれる場合は対象となります。

●要件一覧(融資比率・限度額・雇用要件について)

単位:億円

地域区分	施設区分	通常の地域		過疎地域 (みなし過疎地域含む) 離島地域 特別豪雪地帯		東日本 大震災 被災地域・ 定住 自立圏	
		一般の 地域	地域再生計画 認定地域・ 地域力創造 推進地域・ 沖縄県の区域	一般の 地域	地域再生計画 認定地域・ 地域力創造 推進地域・ 沖縄県の区域		
都道府県政令指定都市	融資比率	35%		45%		45%	
	融資限度額	通常の施設	42	52.5	54	67.5	67.5
		複合施設	63	78.7	81	101.2	101.2
	雇用	10人(再生可能エネルギー電気事業は1人)					
その他市町村	融資比率	35%		45%		45%	
	融資限度額	通常の施設	10.5	13.1	13.5	16.8	16.8
		複合施設	15.7	19.6	20.2	25.3	25.3
	雇用	5人(再生可能エネルギー電気事業は1人)					

## Q5 融資対象となる費用は？

次の費用が対象となります。

- ① 設備の取得等に係る費用  
…「設備の取得等」は次のものをいいます。(運転資金は含まれません)
  - ・ 施設・建物の建設、取得、整備、改良及び補修
  - ・ 土地の取得及び造成
  - ・ 事業に不可欠な動産の取得
  - ・ 上記とあわせて取得される無形固定資産
- ② 試験研究開発費等当該設備の取得に伴い必要となる付随費用  
…「付随費用」とは対象事業の着工後から完了までに支出する費用のうち、人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料に該当するものをいいます。当該貸付額は対象事業一件当たりの貸付額の総額の20%未満となります。ただし、一定の場合には50%未満となります。

## Q6 貸付利率は？

無利子です。

※ ただし、民間金融機関の連帯保証が必要になりますので(Q10参照)、それに係る保証料等が必要になります。

## Q7 融資限度額はいくら？(表参照)

融資限度額は、表に掲げる金額と、貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額に表に掲げる比率(35%(過疎地域等は45%))を乗じた額のいずれか小さい額となります。表中の「複合施設」とは、対象事業が年度を越えて実施され、複数の施設が一体的・複合的に整備されるものです。

## Q8 融資期間(償還期間)は？

5年以上15年以内です(うち5年以内の据置期間を含みます)。

## Q9 融資対象となる期間は？

工期が複数年度にわたる事業については、そのうち連続する4年以内が融資対象期間となります。なお、複数年度にわたる事業については、融資予定年度ごとに融資希望額を算定し、原則として個別に申込等手続きを行う必要があります。

## Q10 担保は？

民間金融機関による連帯保証が必要です。

## Q11 ふるさと融資以外の借入は？

借入額のうち、ふるさと融資以外の借入(民間金融機関等借入金)は、民間金融機関、政府系金融機関等から任意に調達していただきます。

## Q12 申込後、貸付決定等の通知の時期は？

申込後のスケジュールについては、申込案件の内容を考慮し、事業者、地方公共団体(貸付団体)、財団との間で協議のうえ決定します。なお、貸付決定時期は財団にお問い合わせください。

## Q13 償還方法は？

元金均等半年賦償還(半年ごとの元金均等返済)です。

# ふるさと融資事例

多くの民間事業者が、ふるさと融資を活用して事業の積極的展開を行っています。この他の事例は財団ホームページをご覧ください。

## 特別養護老人ホーム移転増改築事業

北海道 美幌町(事業者:社会福祉法人恵和福祉会)



総事業費  
1,535百万円  
ふるさと融資  
151百万円  
新規雇用者  
20人  
貸付団体  
美幌町

●特別養護老人ホームの移転・建設

## 医薬品製造工場建設事業

山形県 上市市(事業者:東和薬品株式会社)



総事業費  
19,972百万円  
ふるさと融資  
4,500百万円  
新規雇用者  
34人  
貸付団体  
山形県

●医薬品製造工場の建設

## 段ボール製造工場増設事業

福島県 鏡石町(事業者:東北旭紙業株式会社)



総事業費  
3,650百万円  
ふるさと融資  
600百万円  
新規雇用者  
20人  
貸付団体  
福島県

●段ボール製造工場の建設

## 地域中核病院施設整備事業

栃木県 大田原市(事業者:日本赤十字社)

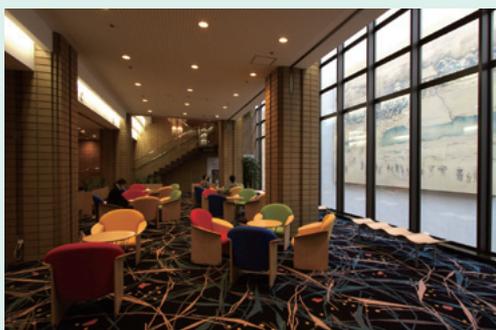


総事業費  
16,656百万円  
ふるさと融資  
500百万円  
新規雇用者  
15人  
貸付団体  
大田原市

●地域中核病院の移転・建設

## 宿泊等施設整備事業

新潟県 長岡市(事業者:長岡都市ホテル資産保有株式会社)



総事業費  
400百万円  
ふるさと融資  
95百万円  
新規雇用者  
5人  
貸付団体  
長岡市

●ホテルの改修

## 商業・交通ターミナル複合施設整備事業

静岡県 静岡市(事業者:静岡鉄道株式会社)



総事業費  
14,477百万円  
ふるさと融資  
2,318百万円  
新規雇用者  
1,200人  
貸付団体  
静岡市

●商業施設と交通ターミナルの複合施設の建設

## がん治療棟増築事業

京都府 京都市(事業者:医療法人社団洛和会)



総事業費  
3,383百万円  
ふるさと融資  
600百万円  
新規雇用者  
27人  
貸付団体  
京都市

●がん治療・周産期治療・小児救急医療の機能を有する病棟の建設

## 周南バルクターミナル第1期・第2期整備事業

山口県 周南市(事業者:周南バルクターミナル株式会社)



総事業費  
11,686百万円  
ふるさと融資  
1,200百万円  
新規雇用者  
70人  
貸付団体  
周南市

●輸入石炭の中継備蓄地の建設

## ショッピングセンター建設事業

徳島県 藍住町(事業者:株式会社イズミ)



総事業費  
10,871百万円  
ふるさと融資  
1,600百万円  
新規雇用者  
1,600人  
貸付団体  
徳島県

●複合大型商業施設の建設

## オフィス・バスターミナル等複合施設整備事業

鹿児島県 鹿児島市(事業者:南国殖産株式会社・南国中央町ビル株式会社)



〔南国殖産(株)〕  
総事業費  
984百万円  
ふるさと融資  
196百万円  
新規雇用者  
57人  
貸付団体  
鹿児島県  
〔南国中央町ビル(株)〕  
総事業費  
4,381百万円  
ふるさと融資  
876百万円  
新規雇用者  
92人  
貸付団体  
鹿児島県

●オフィス・店舗・バスターミナル・ホテルの機能をもつ複合ビルの建設

## 案内図



### 最寄駅

- 地下鉄 有楽町線/南北線/半蔵門線 永田町駅(5番出口または9b出口)より徒歩1分
- 地下鉄 銀座線/丸ノ内線 赤坂見附駅(D出口)より徒歩5分



財団法人 **地域総合整備財団くふるさと財団**  
Japan Foundation For Regional Vitalization

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-6 新平河町ビル  
Homepage URL <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>

### ○ふるさと融資に関するお問合せ先

制度に関すること: 融資部 企画調整課  
TEL03(3263)5586/FAX03(3263)5732  
償還等に関すること: 融資部 調査・管理課  
TEL03(3263)5737/FAX03(3263)5732

宝くじは、  
地方自治体の公共事業等に  
幅広く使われています。

ワクワク、  
ドキドキ。



宝くじの収益金は、  
病院や検診車、図書館や動物園、  
災害に強い街づくり、  
緑あふれる公園、美術館など、  
皆様の暮らしに役立てられています。

千葉県における「ふるさと融資」の実績（平成24年度まで）

出典：財団法人地域総合整備財団ホームページ

通番	平成 年度	分野 区分	事業名	事業内容	事業者名	県名	市町村名	貸付 団体名	設備投資総額 （百万円）	ふるさと融資 （百万円）	雇用増 （人）
1	2	A	有線テレビジョン放送施設整備事業	・銚子CATV施設の拡張	銚子テレビ放送網	千葉県	銚子市	銚子市	531	102	8
2	2	D3	水産物即売センター建設事業	・水産物即売店舗と直営食堂の新設。水産ポートセンターの一環	銚子水産観光網	千葉県	銚子市	銚子市	750	55	146
3	5	E	水族館増設事業	・犬吠埼マリナーパーク内水族館の増設	富士食品㈱	千葉県	銚子市	銚子市	534	100	10
4	11	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設(定員100名うち痴呆70名、短期10名)、通所30名の建設	(医)社団 土合会	千葉県	銚子市	銚子市	1,248	100	40
5	15	C1	排水共同処理施設等建設事業	・排水共同処理施設等(排水処理1,000 <sup>ト</sup> /日、中間水300 <sup>ト</sup> /日)の建設	銚子青魚加工協同組合	千葉県	銚子市	銚子市	1,097	88	5
6	16	C1	缶詰工場建設事業	・缶詰(いわし等青魚缶詰)工場の建設	信田缶詰㈱	千葉県	銚子市	銚子市	1,126	200	7
7	20	C1	水産物冷凍工場建設事業	・水産物冷凍冷蔵工場を建設する。	高橋水産㈱	千葉県	銚子市	銚子市	1,222	200	5
8	22	E	特別養護老人ホーム施設整備事業	・特別養護老人ホームの建設	(福)清栄会	千葉県	銚子市	銚子市	946	98	43
9	8	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設119床(うち痴呆40床)デイケア720人/日の新設	(医)社団 慶勝会	千葉県	館山市	館山市	1,394	100	50
10	10	E	地域中核病院建設事業	・救急医療、診療科目増設など医療環境整備のための新築、移転	(福)太陽会	千葉県	館山市	館山市	4,319	320	26
11	21	E	医療関連設備整備事業	・安房地域医療センターにおける医療機器・医療管理システム等の導入	(福)太陽会	千葉県	館山市	館山市	499	75	15
12	23	E	病院増築・医療機器等購入整備事業	・救急センター増設と医療機器整備	(福)太陽会	千葉県	館山市	館山市	1,110	165	21
13	7	B	かずさアカデミアパークセンター施設建設事業	・ホテル126室(240名収容)等の建設	㈱かずさアカデミアパーク	千葉県	木更津市	千葉県	16,211	640	139
14	4	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設(124床)の新設	(医)社団 天宣会	千葉県	野田市	野田市	1,514	100	54
15	7	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設100床(うち痴呆16床)デイケア720人/日の新設	(医)社団 淑幸会	千葉県	野田市	野田市	967	100	51
16	13	E	病院建設事業	・旧国立習志野病院の全面建替による新病院の建設	(福)恩賜財団済生会	千葉県	習志野市	千葉県	14,151	620	120
17	11	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設(定員120名、うち痴呆15名)、通所30名の建設	(医)社団 天宣会	千葉県	柏市	柏市	3,498	100	57
18	9	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設100床デイケア720人/日の新設	(医)SHIODA	千葉県	勝浦市	勝浦市	1,050	100	49
19	12	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設((定員95名、うち痴呆45名)、通所30名)の建設	(医)社団 創造会	千葉県	我孫子市	我孫子市	2,761	100	54
20	7	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設100床(うち痴呆専門30床)の新設	(医)社団 芙蓉会	千葉県	君津市	君津市	1,220	100	45
21	14	E	介護老人保健施設建設事業	・介護老人保健施設100床(うち痴呆50床)、通所40名の新設	(医)社団 今城会	千葉県	君津市	君津市	1,091	195	54
22	6	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設78床の新設	(医)社団 千葉医心会	千葉県	印西市	印西市	729	45	33

連番	平成 年度	分野 区分	事業名	事業内容	事業者名	県名	市町村名	貸付 団体名	設備投資総額 (百万円)	ふるさと融資 (百万円)	雇用増 (人)
23	11	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設((定員80名、うち痴呆15名、短期10名)、通所20名)の建設	(医)社団 恵慈会	千葉県	香取市	香取市	1,298	100	42
24	12	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設((定員90名、うち痴呆40名、短期10名)通所30名)の建設	(医)社団 寿光会	千葉県	いすみ市	いすみ市	1,087	100	36
25	11	E	老人保健施設建設事業	・老人保健施設((定員100名、うち痴呆32名、短期12名)、通所23名)の建設	(医)社団 健勝会	千葉県	睦沢町	睦沢町	1,317	100	52

ふるさと融資 計 4,003百万円